法規的告示

○内閣府
財務省告示第五号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第三条第三項第二号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件（平成五年総理府大蔵省告示第三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十二月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第三条第三項第二号の規定に基づき、主務大臣の定めるものを次のように定め、平成五年七月一日から適用する。 ［一～八　略］ 九　厚生労働大臣が指定訪問看護事業者として適当であると認定した法人（厚生労働大臣の認定に係る訪問看護事業を行う事業所において指定訪問看護の事業を行う場合であって、営利を目的としない法人に限る。ただし、沖縄振興開発金融公庫が沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第六号の規定に基づき、物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金の貸付けを行う場合は、この限りでない。） 十　［略］	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第三条第三項第二号の規定に基づき、主務大臣の定めるものを次のように定め、平成五年七月一日から適用する。 ［一～八　同上］ 九　厚生労働大臣が指定訪問看護事業者として適当であると認定した法人（厚生労働大臣の認定に係る訪問看護事業を行う事業所において指定訪問看護の事業を行う場合であって、営利を目的としない法人に限る。） 十　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第三百十五号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百三十二号）の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第五号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成二十六年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和七年十二月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

題名中「第一条第五号」を「第一条第六号」に改める。

○厚生労働省告示第三百十六号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第五条第二号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第九号等に規定する厚生労働大臣の定める者（平成十五年厚生労働省告示第三百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一・二　（略） 三　令第五条第二号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。 イ　（略） ロ　指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年二月厚生省告示第三十二号）第二号及び第十号から第十三号までに掲げる者（第十三号に掲げる者については、営利を目的としない法人に限る。ただし、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第三号に基づき、物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金の貸付けを行う場合は、この限りでない。） ハ・ニ　（略）	一・二　（略） 三　令第五条第二号に規定する厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。 イ　（略） ロ　指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年二月厚生省告示第三十二号）第二号及び第十号から第十三号までに掲げる者（第十三号に掲げる者については、営利を目的としない法人に限る。） ハ・ニ　（略）